

白川町訓令甲第44号

中 一 般  
各 出 先 機 関

白川町ケーブルテレビ放送施設使用料助成要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月30日

白川町長 佐伯正貴

白川町ケーブルテレビ放送施設使用料助成要綱の一部を改正する訓令

白川町ケーブルテレビ放送施設使用料助成要綱（平成21年白川町訓令甲第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>ケーブルテレビ放送施設を利用する生活保護世帯</u>に対し、使用料の一部を助成することにより、福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(助成対象世帯)</p> <p>第2条 助成の対象となる世帯は、助成年度における4月1日(以下「基準日」という。)現在において住民基本台帳に登録され、かつ、町内の区域を対象に<u>ケーブルテレビ放送施設を運営する事業者</u>(以下「事業者」という。)が行うケーブルテレビ事業に加入している<u>生活保護世帯</u>  <u>世帯</u>とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>町が出資するケーブルテレビ放送施設を利用する高齢者及び障害者等の世帯</u>に対し、使用料の一部を助成することにより、福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(助成対象世帯)</p> <p>第2条 助成の対象となる世帯は、助成年度における4月1日(以下「基準日」という。)現在において住民基本台帳に登録され、かつ、町内の区域を対象に<u>町が出資するケーブルテレビ放送施設を運営する事業者</u>(以下「事業者」という。)が行うケーブルテレビ事業に加入している<u>世帯構成員全員の現年度の町民税が非課税であり、次の各号のいずれかに該当する世帯</u>とする。</p> <p>(1) <u>生活保護世帯</u></p> <p>(2) <u>基準日において75歳以上の一人暮らしの世帯</u>であって、かつ、前年の合計所得金額と年金収入額の合計額が<u>80万円以下の世帯</u></p> <p>(3) <u>基準日において世帯全員が75歳以上の世帯</u>であって、かつ、前年の合計所</p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>得金額と年金収入額の合計額が 120 万円以下の世帯</u></p> <p>(4) <u>世帯主が身体障害者手帳 1級若しくは 2級所持者、療育手帳（A1、A2）所持者又は精神障害保健福祉手帳 1級若しくは 2級所持者であって、かつ、世帯全員の前年の合計所得金額と年金収入額の合計額が 120 万円以下の世帯</u></p> <p>(5) <u>基準日において原則 65 歳以上の人暮らし世帯又は 70 歳以上の者で構成される世帯で、あきらかに生活が困窮していると認められ、民生委員等を通じて申請のあった世帯であって、かつ、町長が特に必要と認めた世帯</u></p>
(助成金の額)	(助成金の額)
第3条 助成金の額は、 <u>月額 1,650 円とする</u> 。なお、助成の限度額は、当該年度予算の範囲内とする。	第3条 助成金の額は、別表に定めるところによる。なお、助成の限度額は、当該年度予算の範囲内とする。
(交付申請)	(交付申請)
第5条 助成金の交付を受けようとする世帯の代表者は_____、ケーブルテレビ放送施設使用料助成申請書（様式第1号）に <u>生活保護世帯であることを証する書面等を添付の上、町長に提出するものとする</u> 。ただし、町長が特に認めた場合は、助成の対象となることを証する書面等の添付を省略することができるものとする。	第5条 助成金の交付を受けようとする世帯の代表者は、毎年 7 月 15 日までに、ケーブルテレビ放送施設使用料助成申請書（様式第1号）に <u>助成の対象となることを証する書面等を添付の上、町長に提出するものとする</u> 。ただし、町長が特に認めた場合は、助成の対象となることを証する書面等の添付を省略することができるものとする。
(交付決定)	(交付決定)
第6条 町長は、前条の申請書の内容を審査し、助成金を交付することが適當と認めたときは、申請者にケーブルテレビ放送施設使用料助成金交付決定・ <u>終了通知書</u> （様式第2号。 <u>次項において「通知書」という</u> 。）により通知するものとする。	第6条 町長は、前条の申請書の内容を審査し、助成金を交付することが適當と認めたときは、申請者にケーブルテレビ放送施設使用料助成金交付決定・ <u>却下通知書</u> （様式第2号_____）により通知するものとする。
2 町長は、助成金を交付する世帯が生活保護世帯でなくなったときは、その日の属す	

改 正 後	改 正 前
<p><u>る月の使用料をもって助成を終了するものとし、その旨を当該世帯に通知書により通知するものとする。</u></p>	<p><u>別表（第3条関係）</u> 【別記1 参照】</p>

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係） 【別記2】

様式第2号（第6条関係） 【別記3】

#### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

(適用助成額)

2 この訓令による改正後の助成金の額は、令和7年10月分の使用料から適用する。

#### 【別記1】

改 正 前

区分	世帯区分	助成額	備考
第1助成	生活保護世帯	月額 1,430円以内	
第2助成	(1) 75歳以上の一人暮らしの世帯であって、かつ、前年の合計所得金額と年金収入額の合計額が80万円以下の世帯 (2) 世帯全員が75歳以上の世帯であって、かつ、前年の合計所得金額と年金収入額の合計額が120万円以下の世帯 (3) 世帯主が身体障害者手帳1級又は2級所持者、療育手帳(A1、A2)所持者又は精神障害保健福祉手帳1級又は2級所持者であって、かつ、世帯全員の前年の合計所得金額と年金収入額の合計額が120万円以下の世帯	月額 697円以内	
第3助成	原則65歳以上の一人暮らし世帯又は70歳以上の者で構成される世帯で、あきらかに生活が困窮していると認められ、民生委員等を通じて申請のあった世帯であって、かつ、町長が特に必要と認めた世帯	世帯の状況から上記の区分のいずれかを適用	

【別記2】

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

白川町長

様

申請者 住 所  
氏 名  
世帯主  
電 話

ケーブルテレビ放送施設使用料助成申請書

下記の理由により、ケーブルテレビ放送施設使用料助成を受けたいので、白川町ケーブルテレビ放送施設使用料助成要綱第5条の規定により申請します。

○添付書類（生活保護世帯であることを証する書面）

【別記3】

様式第2号（第6条関係）

ケーブルテレビ放送施設使用料助成金交付決定・終了通知書

年　月　日

様

白川町長

年　月　日付けで申請のあったケーブルテレビ放送施設使用料の助成については、白川町ケーブルテレビ放送施設使用料助成要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 決定事項 交付決定・助成終了

2 助成終了の理由

3 助成内容 月額1,650円  
年　月分の使用料から（まで）助成